

開成町課設置条例の一部を改正する条例を制定することについて

開成町課設置条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 19 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

町民サービスの利便性向上と業務の効率化に向け、町全体のデジタル化を組織横断的に推進する体制を構築するため、開成町課設置条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町課設置条例の一部を改正する条例

開成町課設置条例（令和3年開成町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務分掌) 第2条 前条に規定する課の事務分掌は、 おおむね次のとおりとする。 企画政策課 (1)・(2) (略) <u>(3) デジタル化の推進に関する事項</u> 総務課 (1)～(3) (略)</p> <hr/> <p>財務課 (1)～(3) (略) 税務窓口課 (1)～(3) (略) 地域防災課 (1)～(3) (略) 環境課 (1)・(2) (略) 福祉介護課 (1)・(2) (略) 保険健康課 (1)・(2) (略) こども課 (1)・(2) (略) 都市計画課 (1)～(3) (略) 都市整備課 (1) (略) 産業振興課 (1)・(2) (略)</p>	<p>(事務分掌) 第2条 前条に規定する課の事務分掌は、 おおむね次のとおりとする。 企画政策課 (1)・(2) (略) (新設) 総務課 (1)～(3) (略) <u>(4) 電子計算処理及び行政のデジタル化に関する事項</u> 財務課 (1)～(3) (略) 税務窓口課 (1)～(3) (略) 地域防災課 (1)～(3) (略) 環境課 (1)・(2) (略) 福祉介護課 (1)・(2) (略) 保険健康課 (1)・(2) (略) こども課 (1)・(2) (略) 都市計画課 (1)～(3) (略) 都市整備課 (1) (略) 産業振興課 (1)・(2) (略)</p>

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。